

○信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

改正案	現行
（事業報告書の作成等） 第四十二条 法第三十三条に規定する事業報告書（法第五十条の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、自己信託報告書）は、別紙様式第十号（外国信託会社にあつては別紙様式第十号の二、法第五十条の二第一項の登録を受けた者にあつては別紙様式第十号の三、法第五十二条第一項の登録を受けて同項に規定する特定大学技術移転事業に該当する信託の引受けを行う同項に規定する承認事業者（以下「承認事業者」という。）にあつては別紙様式第十号の四）により、作成しなければならない。 2 （略） （届出事項） 第四十八条 法第四十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～十二 （略） 十三 法第三十四条第一項の規定により作成した書類（同条第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合 2・3 （略）	（事業報告書の作成等） 第四十二条 法第三十三条に規定する事業報告書は、別紙様式第十号（外国信託会社にあつては別紙様式第十号の二、法第五十二条第一項の登録を受けて同項に規定する特定大学技術移転事業に該当する信託の引受けを行う同項に規定する承認事業者（以下「承認事業者」という。）にあつては別紙様式第十号の三）により、作成しなければならない。 2 （略） （届出事項） 第四十八条 法第四十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～十二 （略） （新設） 2・3 （略）

(登録等の申請)

第五十一条の二 法第五十条の二第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第十五号により作成した同条第三項の申請書及び同条第四項の規定による添付書類並びにその写し一通を、その者の信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務を行う主たる営業所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十三条 法第五十二条第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第十六号により作成した同条第二項において準用する法第八条第一項の申請書及び法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項の規定による添付書類並びにその写し一通を、その者の主たる営業所若しくは事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

2・6 (略)

(免許の申請)

第五十四条 法第五十三条第一項の免許を受けようとする者は、別紙様式第十七号により作成した法第五十三条第二項の申請書及び同条第三項の規定による添付書類並びにその写し一通を、金融庁長官を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(登録等の申請)

第五十一条の二 法第五十条の二第一項の登録を受けようとする者は、法第五十条の二第三項の申請書及び同条第四項の規定による添付書類並びにその写し一通を、その者の信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務を行う主たる営業所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十三条 法第五十二条第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第十五号により作成した同条第二項において準用する法第八条第一項の申請書及び法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項の規定による添付書類並びにその写し一通を、その者の主たる営業所若しくは事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

2・6 (略)

(免許の申請)

第五十四条 法第五十三条第一項の免許を受けようとする者は、別紙様式第十六号により作成した法第五十三条第二項の申請書及び同条第三項の規定による添付書類並びにその写し一通を、金融庁長官を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2
4 (略)

(免許の申請)

第五十七条 法第五十四条第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第十八号により作成した同条第三項の申請書及び同条第四項の規定による添付書類並びにその写し一通をその者の主たる支店の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

2 (略)

(届出事項)

第六十三条 法第五十七条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 九 (略)

十 法第三十四条第一項の規定により作成した書類(同条第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。)について縦覧を開始した場合

2・3 (略)

(信託契約代理店の登録の申請)

第六十九条 法第六十七条第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第十九号により作成した法第六十八条第一項の申請書及び同条第二項の規定による添付書類並びにその写し一通を添付して、その者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出し

2
4 (略)

(免許の申請)

第五十七条 法第五十四条第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第十七号により作成した同条第三項の申請書及び同条第四項の規定による添付書類並びにその写し一通をその者の主たる支店の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

2 (略)

(届出事項)

第六十三条 法第五十七条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 九 (略)

(新設)

2・3 (略)

(信託契約代理店の登録の申請)

第六十九条 法第六十七条第一項の登録を受けようとする者は、別紙様式第十八号により作成した法第六十八条第一項の申請書及び同条第二項の規定による添付書類並びにその写し一通を添付して、その者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出し

なければならない。

(標識の様式)

第七十五条 法第七十二条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第二十号に定めるものとする。

(信託契約代理業務に関する報告書)

第七十九条 法第七十七条第一項の規定により信託契約代理店が提出する報告書は、当該信託契約代理店が法人である場合にあつては別紙様式第二十一号、個人である場合にあつては別紙様式第二十二号により作成しなければならない。

2 (略)

別表第三(第四十八条第二項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
自己を所属信託会社とする信託契約代理	(略)	

なければならない。

(標識の様式)

第七十五条 法第七十二条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十九号に定めるものとする。

(信託契約代理業務に関する報告書)

第七十九条 法第七十七条第一項の規定により信託契約代理店が提出する報告書は、当該信託契約代理店が法人である場合にあつては別紙様式第二十号、個人である場合にあつては別紙様式第二十一号により作成しなければならない。

2 (略)

別表第三(第四十八条第二項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
自己を所属信託会社とする信託契約代理	(略)	

(略)	(略)	(略)	別表第四の二(第五十一条の九第二項関係)		店が当事者となる訴訟又は調停が終結したことを知った場合
届出事項	記載事項	添付書類		縦覧開始年月日	
				法第三十四条第一項の規定により作成した書類(同条第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。)	法第三十四条第一項の規定により作成した書類(同条第二項の規定により電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録されている同条第一項に規定する説明書類の内容である情報を記載した書類)

(略)	(略)	(略)	別表第四の二(第五十一条の九第二項関係)		店が当事者となる訴訟又は調停が終結したことを知った場合
届出事項	記載事項	添付書類		(新設)	(新設)
				(新設)	(新設)

別表第五（第五十三条第五項関係）	届出事項	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する訴訟又は調停が終結した場合	法第三十四条第一項の規定により作成した書類（同条第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合
	記載事項	（略）	縦覧開始年月日
	添付書類		法第三十四条第一項の規定により作成した書類（同条第二項の規定により電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録されている同条第一項に規定する説明書類の内容である情報を記載した書類）

別表第五（第五十三条第五項関係）	届出事項	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する訴訟又は調停が終結した場合	（新設）
	記載事項	（略）	（新設）
	添付書類		（新設）

別表第八（第六十三条第二項関係）	届出事項	訴訟又は調停が終結した場合	法第三十四条第一項の規定により作成した書類（同条第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合	(略)
	記載事項	(略)	縦覧開始年月日	(略)
	添付書類		法第三十四条第一項の規定により作成した書類（同条第二項の規定により電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録されている同条第一項に規定する説明書類の内容である情報を記載した書類）	(略)
別表第八（第六十三条第二項関係）	届出事項	訴訟又は調停が終結した場合	(新設)	(略)
	記載事項	(略)	(新設)	(略)
	添付書類		(新設)	(略)

(略)	自己を所属信託会社とする信託契約代理店が当事者となる訴訟又は調停が終結したことを知った場合	法第三十四条第一項の規定により作成した書類（同条第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合
(略)	(略)	縦覧開始年月日
(略)		法第三十四条第一項の規定により作成した書類（同条第二項の規定により電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録されている同条第一項に規定する説明書類の内容である情報を記載した書類）

(略)	自己を所属信託会社とする信託契約代理店が当事者となる訴訟又は調停が終結したことを知った場合	(新設)
(略)	(略)	(新設)
(略)		(新設)

信託業法施行規則別紙様式改正案

改正後	現行								
別紙様式第 1 号（第 5 条関係）	別紙様式第 1 号（第 5 条関係）								
（日本工業規格 A 4）	（日本工業規格 A 4）								
（略）	（略）								
（別添 1：資本金の額）	（別添 1：資本金の額）								
商号	商号								
<table><tr><td>資本金の額</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>千円</td><td>年 月 日現在</td></tr></table>	資本金の額	年 月 日	千円	年 月 日現在	<table><tr><td>資本金の額</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>千円</td><td>年 月 日現在</td></tr></table>	資本金の額	年 月 日	千円	年 月 日現在
資本金の額	年 月 日								
千円	年 月 日現在								
資本金の額	年 月 日								
千円	年 月 日現在								
（注意事項）	（注意事項）								
（略）	（略）								
（略）	（略）								
（別添 3：他に営む業務の種類）	（別添 3：他に営む業務の種類）								
商号	商号								
（ 年 月 日現在）	（ 年 月 日現在）								
他に営む業務の種類	他に営む業務の種類								
（記載上の注意）	（記載上の注意）								
信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第 21 条第 1 項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細分も含む。）も記載すること。	信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第 21 条第 1 項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細分も含む。）も記載すること。								
（注意事項）	（注意事項）								
（略）	（略）								
（以下略）	（以下略）								

信託業法施行規則別紙様式改正案

改正後	現行								
別紙様式第 2 号（第 12 条関係）	別紙様式第 2 号（第 12 条関係）								
（日本工業規格 A 4）	（日本工業規格 A 4）								
（略）	（略）								
（別添 1：資本金の額）	（別添 1：資本金の額）								
商号	商号								
<table><tr><td>資本金の額</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>千円</td><td>年 月 日現在</td></tr></table>	資本金の額	年 月 日	千円	年 月 日現在	<table><tr><td>資本金の額</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>千円</td><td>年 月 日現在</td></tr></table>	資本金の額	年 月 日	千円	年 月 日現在
資本金の額	年 月 日								
千円	年 月 日現在								
資本金の額	年 月 日								
千円	年 月 日現在								
（注意事項）	（注意事項）								
（略）	（略）								
（略）	（略）								
（別添 3：他に営む業務の種類）	（別添 3：他に営む業務の種類）								
商号	商号								
（第 5 面）	（第 5 面）								
（ 年 月 日現在）	（ 年 月 日現在）								
他に営む業務の種類	他に営む業務の種類								
（記載上の注意）	（記載上の注意）								
信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第 21 条第 1 項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細分も含む。）も記載すること。	信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第 21 条第 1 項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細分も含む。）も記載すること。								
（注意事項）	（注意事項）								
（略）	（略）								
（以下略）	（以下略）								

信託業法施行規則別紙様式改正案

改正後	現行																																										
別紙様式第 10 号（第 42 条第 1 項関係） (日本工業規格 A 4) 第 期事業報告書〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 年 月 日提出 商 号 印 所在地 代表者の役職氏名 印 1 業 務 の 状 況 (1)～(8) (略) (9) 業務の状況 ①～⑥ (略) ⑦ 信託財産の分別管理の状況 <table><tr><td>番号</td><td>資産の区分</td><td>管理の方法</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>16</td><td>前各項に掲げる資産以外の資産</td><td></td></tr></table> ⑧・⑨ (略) 2 経 理 の 状 況 (1) 貸 借 対 照 表 年 月 日現在 <table><tr><td>科 目</td><td>金 額</td><td>科 目</td><td>金 額</td></tr><tr><td>(資 産 の 部) (略)</td><td>千円</td><td>(負 債 の 部) (略) 退 職 給 付 引 当 金 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 負 の の れ ん (略)</td><td>千円</td></tr><tr><td>資 産 合 計</td><td></td><td>負 債 ・ 純 資 産 合 計</td><td></td></tr></table> (略) (記載上の注意) 1 業務の状況 (1)～(8) (略) (9) 業務の状況 当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。	番号	資産の区分	管理の方法	(略)	(略)		16	前各項に掲げる資産以外の資産		科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部) (略)	千円	(負 債 の 部) (略) 退 職 給 付 引 当 金 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 負 の の れ ん (略)	千円	資 産 合 計		負 債 ・ 純 資 産 合 計		別紙様式第 10 号（第 42 条第 1 項関係） (日本工業規格 A 4) 第 期事業報告書〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 年 月 日提出 商 号 印 所在地 代表者の役職氏名 印 1 業 務 の 状 況 (1)～(8) (略) (9) 業務の状況 ①～⑥ (略) ⑦ 信託財産の分別管理の状況 <table><tr><td>番号</td><td>資産の区分</td><td>管理の方法</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>16</td><td>前各号に掲げる資産以外の資産</td><td></td></tr></table> ⑧・⑨ (略) 2 経 理 の 状 況 (1) 貸 借 対 照 表 年 月 日現在 <table><tr><td>科 目</td><td>金 額</td><td>科 目</td><td>金 額</td></tr><tr><td>(資 産 の 部) (略)</td><td>千円</td><td>(負 債 の 部) (略) 退 職 給 付 引 当 金 (新 設) 負 の の れ ん (略)</td><td>千円</td></tr><tr><td>資 産 合 計</td><td></td><td>負 債 ・ 純 資 産 合 計</td><td></td></tr></table> (略) (記載上の注意) 1 業務の状況 (1)～(8) (略) (9) 業務の状況 当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。	番号	資産の区分	管理の方法	(略)	(略)		16	前各号に掲げる資産以外の資産		科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部) (略)	千円	(負 債 の 部) (略) 退 職 給 付 引 当 金 (新 設) 負 の の れ ん (略)	千円	資 産 合 計		負 債 ・ 純 資 産 合 計	
番号	資産の区分	管理の方法																																									
(略)	(略)																																										
16	前各項に掲げる資産以外の資産																																										
科 目	金 額	科 目	金 額																																								
(資 産 の 部) (略)	千円	(負 債 の 部) (略) 退 職 給 付 引 当 金 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 負 の の れ ん (略)	千円																																								
資 産 合 計		負 債 ・ 純 資 産 合 計																																									
番号	資産の区分	管理の方法																																									
(略)	(略)																																										
16	前各号に掲げる資産以外の資産																																										
科 目	金 額	科 目	金 額																																								
(資 産 の 部) (略)	千円	(負 債 の 部) (略) 退 職 給 付 引 当 金 (新 設) 負 の の れ ん (略)	千円																																								
資 産 合 計		負 債 ・ 純 資 産 合 計																																									

改正後	現行
また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。 (以下略)	また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。 (以下略)

信託業法施行規則別紙様式改正案

改正後

別紙様式第 10 号の 2（第 42 条第 1 項関係）

（日本工業規格 A 4）

年度事業報告書　〔　　　年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日まで〕

年　　月　　日提出
商　号
主たる支店の所在地
日本における代表者の氏名　　印

1　業　務　の　状　況

- （１）～（７）　（略）
（８）　業務の状況
①～⑥　（略）
⑦　信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
（略）	（略）	
16	前各項に掲げる資産以外の資産	

⑧・⑨　（略）

2　経　理　の　状　況

（略）

（記載上の注意）

1　業務の状況

- （１）～（７）　（略）
（８）　業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

（以下略）

現行

別紙様式第 10 号の 2（第 42 条第 1 項関係）

（日本工業規格 A 4）

年度事業報告書　〔　　　年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日まで〕

年　　月　　日提出
商　号
主たる支店の所在地
日本における代表者の氏名　　印

1　業　務　の　状　況

- （１）～（７）　（略）
（８）　業務の状況
①～⑥　（略）
⑦　信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
（略）	（略）	
16	前各号に掲げる資産以外の資産	

⑧・⑨　（略）

2　経　理　の　状　況

（略）

（記載上の注意）

1　業務の状況

- （１）～（７）　（略）
（８）　業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

（以下略）

信託業法施行規則別紙様式改正案

改正後	現行																																									
別紙様式第 10 号の 3 （第 42 条第 1 項関係） 第 期自己信託報告書 （日本工業規格 A 4） 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日提出 商号 印 所在地 代表者の役職氏名 印 1 業 務 の 状 況 （1） 当期の業務概要 （2） 営んでいる業務の種類 （3） 株主総会決議事項の要旨 （4） 役員及び使用人の状況 ① 役員及び使用人の総数 <table><thead><tr><th></th><th>役員</th><th></th><th>使用人</th><th>計</th></tr><tr><td></td><td></td><th>うち非常勤</th><td></td><td></td></tr></thead><tbody><tr><td>総数</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr><tr><td>うち信託事務従事者</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr></tbody></table> ② 役員 の 状況 <table><thead><tr><th>役職名</th><th>氏名又は名称</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table> （5） 営業所の状況 <table><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>役員及び使用人</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>名</td></tr><tr><td>計 店</td><td></td><td>計 名</td></tr></tbody></table> （6） 親法人等及び子法人等の状況 <table><thead><tr><th>商号又は名称</th><th>所在地</th><th>主要な事業の内容</th><th>関係内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		役員		使用人	計			うち非常勤			総数	名	名	名	名	うち信託事務従事者	名	名	名	名	役職名	氏名又は名称			名称	所在地	役員及び使用人			名	計 店		計 名	商号又は名称	所在地	主要な事業の内容	関係内容					（新設）
	役員		使用人	計																																						
		うち非常勤																																								
総数	名	名	名	名																																						
うち信託事務従事者	名	名	名	名																																						
役職名	氏名又は名称																																									
名称	所在地	役員及び使用人																																								
		名																																								
計 店		計 名																																								
商号又は名称	所在地	主要な事業の内容	関係内容																																							

[illegible]

改正後

信託受益権		有価証券の信託	
金銭債権		金銭債権の信託	
有形固定資産		動産の信託	
動産		土地及びその定着物の信託	
不動産		地上権の信託	
無形固定資産		土地及びその定着物の賃借権の信託	
地上権		包括信託	
不動産の賃借権		その他の信託	
その他の無形固定資産			
その他債権			
現金預け金			
現金			
預金			
その他			
その他			
合計		合計	

(注) ③記載の金銭評価の困難な信託を除く。

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
貸出金利息		信託報酬	
有価証券利息配当		支払利息	
その他の受入利息		支払手数料	
金銭債権収益		経費	
動産収益		有価証券売却損	
不動産収益		固定資産売却損	
有価証券売却益		有価証券償還損	
固定資産売却益		貸出金償却	
有価証券償却益		有価証券償却	
償却債権取立益		固定資産償却	
受入手数料		※・・・・	
※・・・・		※・・・・	
※・・・・		※・・・・	
※・・・・		※・・・・	
※・・・・		その他の支出	
その他の収入		信託利益	
合計		合計	

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
1	不動産	
2	不動産に関する所有権以外の権利	
3	動産（次項から6の項までに掲げるもの及び有	

現行

改正後				現行	
		価証券を除く。)			
4		船舶			
5		航空機（航空法第2条第1項に規定する航空機をいう。)			
6		自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。)			
7		指名金銭債権（信託の受益権を除く。)			
8		有価証券（信託の受益権を表示するものを除く。)			
9		特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
10		実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
11		意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
12		商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)			
13		育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)			
14		回路配置利用権等（回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)			
15		著作権等（著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)			
16		前各項に掲げる資産以外の資産			
⑧ 自己信託の設定状況					
(単位：百万円)					
符号	二				
設定年月日					
設定の方法					
信託の目的					
信託期間					
設定時の信託財産の 第三者調査	財産の種類	価額	調査を行った者の名称	調査結果の報告年月日	
			()		
			()		
			()		
			()		
		計	()		
自己信託の類型	()				
受益者の人数					
受益権の個数					
備考					
2 経 理 の 状 況					

改正後	現行
(記載上の注意) 1 業務の状況 (1) 当期の業務概要 当期における信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託（以下「自己信託」という。）に係る事務及びそれ以外の業務に関する概況、その他重要事項の概要をそれぞれ記載すること。 (2) 営んでいる業務の種類 当期末現在における自己信託に係る事務及びそれ以外の業務の種類をそれぞれ記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。 (3) 株主総会決議事項の要旨 当期に係る定時及び臨時株主総会（これらに準ずる機関）の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。 (4) 役員及び使用人の状況 ① 役員及び使用人の総数 当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。また、内訳として信託事務従事者の役員及び使用人を記載すること。 ② 役員の状況 当期末現在における取締役及び執行役又は業務を執行する社員、会計参与及び監査役について記載すること。 (5) 営業所の状況 当期末現在における自己信託に係る事務を行うすべての営業所について記載すること。なお、当期中において、営業所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。 (6) 親法人等及び子法人等の状況 ① 当期末現在における親法人等（令第2条第2項に規定する親法人等をいう。）及び子法人等（同項に規定する子法人等をいう。）を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。 ② 関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別並びに資本関係又は人的関係の別及びその内容を記載すること。 (7) 事務の状況 当期における自己信託に係る事務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 ① 各種信託の残高 イ 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。 ロ 債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明した書類を添付すること。 ② 各種信託の信託財産別残高表 金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。 ③ 金銭評価の困難な信託 イ 期中に新規設定された信託について記載すること。 ロ 件数、評価額については、資産流動化を目的とした信託に該当するものを該当欄に（ ）で注記すること。 ④ 流動化を目的とした信託 期中に新規設定された信託について記載すること。 ⑤ 信託財産残高表 イ 金銭評価の困難な信託を除く。 ロ 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。 ハ 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。 ⑥ 信託財産収支表 イ ※の科目は、それぞれ対応する科目と収支を相殺し、相殺後の金額を「収入」又は「支出」のいずれか一方へ記載すること。	

改正後	現行
<u>ロ 「信託利益」欄は、受益者の収益金額を記載すること。</u> ⑦ <u>信託財産の分別管理の状況</u> <u>「前各号に掲げる資産以外の資産」に対応する「管理の方法」欄には、資産の種類ごとに分けて記載すること。</u> ⑧ <u>自己信託の設定状況</u> イ <u>「符号」欄については、ハイフンの前に自己信託を設定した事業年度を西暦表示し、ハイフンの後に設定順に通し番号を付すこと。ただし、前事業年度に信託が終了している自己信託については、記載しないことができる。</u> ロ <u>「設定時の信託財産の調査」欄については、法第 50 条の 2 第 10 項の規定に基づき信託財産に属する財産に関する事項の調査について記載すること。また、「第三者調査を行った者の名称」の括弧には、弁護士等の資格を記載すること。</u> ハ <u>「自己信託の種類」欄については、次の掲げる区分を記載するとともに、括弧には、ビークル型の場合にあっては投資ビークルの種類を、同種内容型の場合にあっては同種内容の信託財産の具体的な内容を記載すること。</u> <u>a 「原則型」：1 回の自己信託で 50 人以上の受益者が存在する場合</u> <u>b 「ビークル型」：投資ビークルを介在させ、実質的受益者が 50 人以上となる場合</u> <u>c 「同種内容型」：同種内容信託（令第 15 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する同種内容信託をいう。以下同じ。）であって、その受益者等の合計数が 50 人以上となる場合</u> <u>d 「受益権多数発行型」：多数の受益権が発行される場合であって、当該受益権が 50 人以上に譲渡される可能性がある場合</u> <u>e 「その他」：上記 a から d のいずれにも該当しない場合</u> ニ <u>「受益者の人数」欄及び「受益権の個数」欄については、自己信託の種類が原則型以外の場合にあっては、令第 15 条の 2 第 2 項各号に掲げる方法により算出した人数及び個数を記載すること。</u> ホ <u>「備考」欄については、同種内容信託の場合は、当該自己信託以外の自己信託ごとに符号及び受益者等の人数を記載すること。</u> 2 <u>経理の状況</u> <u>法第 50 条の 2 第 1 項の登録を受けた者の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び附属明細書を添付すること。</u>	

信託業法施行規則改正案

改正後	現行																																																																																																																																																												
別紙様式第 10 号の 4 （第 42 条第 1 項関係）	別紙様式第 10 号の 3 （第 42 条第 1 項関係）																																																																																																																																																												
（日本工業規格 A 4） 第 期事業報告書 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日提出	（日本工業規格 A 4） 第 期事業報告書 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日提出																																																																																																																																																												
（ふりがな） 商号又は名称	（ふりがな） 商号又は名称																																																																																																																																																												
（ふりがな） 代表者氏名	（ふりがな） 代表者氏名																																																																																																																																																												
代 表 者 の 役 職	代 表 者 の 役 職																																																																																																																																																												
主たる営業所又は事務所の所在地	主たる営業所又は事務所の所在地																																																																																																																																																												
1 業 務 の 状 況	1 業 務 の 状 況																																																																																																																																																												
（略）	（略）																																																																																																																																																												
2 経 理 の 状 況	2 経 理 の 状 況																																																																																																																																																												
（削る）	1. 貸借対照表 年 月 日 現在																																																																																																																																																												
	<table><thead><tr><th colspan="3">資産の部</th><th colspan="3">負債の部</th></tr><tr><th>科 目</th><th>当 期</th><th>前 期</th><th>科 目</th><th>当 期</th><th>前 期</th></tr><tr><th></th><th>千円</th><th>千円</th><th></th><th>千円</th><th>千円</th></tr></thead><tbody><tr><td>流 動 資 産</td><td></td><td></td><td>流 動 負 債</td><td></td><td></td></tr><tr><td>現 金 ・ 預 金</td><td></td><td></td><td>短 期 借 入 金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>前 払 金</td><td></td><td></td><td>前 受 金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>前 払 費 用</td><td></td><td></td><td>前 受 収 益</td><td></td><td></td></tr><tr><td>未 収 入 金</td><td></td><td></td><td>未 払 金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>未 収 収 益</td><td></td><td></td><td>未 払 費 用</td><td></td><td></td></tr><tr><td>有 価 証 券</td><td></td><td></td><td>未 払 事 業 税</td><td></td><td></td></tr><tr><td>繰 延 税 金 資 産</td><td></td><td></td><td>未 払 法 人 税 等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td><td></td><td>繰 延 税 金 負 債</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸 倒 引 当 金</td><td>△</td><td>△</td><td>そ の 他</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>固 定 資 産</td><td></td><td></td><td>固 定 負 債</td><td></td><td></td></tr><tr><td>有 形 固 定 資 産</td><td></td><td></td><td>長 期 借 入 金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>建 物</td><td></td><td></td><td>退職給付引当金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>器具・備品</td><td></td><td></td><td>繰 延 税 金 負 債</td><td></td><td></td></tr><tr><td>土 地</td><td></td><td></td><td>そ の 他</td><td></td><td></td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>負 債 合 計</td><td></td><td></td></tr><tr><td>無 形 固 定 資 産</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">純 資 産 の 部</td></tr><tr><td>投 資 等</td><td></td><td></td><td>株 主 資 本</td><td></td><td></td></tr><tr><td>投資有価証券</td><td></td><td></td><td>資 本 金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>長期差入保証金</td><td></td><td></td><td>新 株 式 申 込 証 拠 金</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	資産の部			負債の部			科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期		千円	千円		千円	千円	流 動 資 産			流 動 負 債			現 金 ・ 預 金			短 期 借 入 金			前 払 金			前 受 金			前 払 費 用			前 受 収 益			未 収 入 金			未 払 金			未 収 収 益			未 払 費 用			有 価 証 券			未 払 事 業 税			繰 延 税 金 資 産			未 払 法 人 税 等			そ の 他			繰 延 税 金 負 債			貸 倒 引 当 金	△	△	そ の 他									固 定 資 産			固 定 負 債			有 形 固 定 資 産			長 期 借 入 金			建 物			退職給付引当金			器具・備品			繰 延 税 金 負 債			土 地			そ の 他			そ の 他									負 債 合 計			無 形 固 定 資 産									純 資 産 の 部			投 資 等			株 主 資 本			投資有価証券			資 本 金			長期差入保証金			新 株 式 申 込 証 拠 金		
資産の部			負債の部																																																																																																																																																										
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期																																																																																																																																																								
	千円	千円		千円	千円																																																																																																																																																								
流 動 資 産			流 動 負 債																																																																																																																																																										
現 金 ・ 預 金			短 期 借 入 金																																																																																																																																																										
前 払 金			前 受 金																																																																																																																																																										
前 払 費 用			前 受 収 益																																																																																																																																																										
未 収 入 金			未 払 金																																																																																																																																																										
未 収 収 益			未 払 費 用																																																																																																																																																										
有 価 証 券			未 払 事 業 税																																																																																																																																																										
繰 延 税 金 資 産			未 払 法 人 税 等																																																																																																																																																										
そ の 他			繰 延 税 金 負 債																																																																																																																																																										
貸 倒 引 当 金	△	△	そ の 他																																																																																																																																																										
固 定 資 産			固 定 負 債																																																																																																																																																										
有 形 固 定 資 産			長 期 借 入 金																																																																																																																																																										
建 物			退職給付引当金																																																																																																																																																										
器具・備品			繰 延 税 金 負 債																																																																																																																																																										
土 地			そ の 他																																																																																																																																																										
そ の 他																																																																																																																																																													
			負 債 合 計																																																																																																																																																										
無 形 固 定 資 産																																																																																																																																																													
			純 資 産 の 部																																																																																																																																																										
投 資 等			株 主 資 本																																																																																																																																																										
投資有価証券			資 本 金																																																																																																																																																										
長期差入保証金			新 株 式 申 込 証 拠 金																																																																																																																																																										

改正後

	繰延税金資産			資 本 剰 余 金	
	そ の 他			資 本 準 備 金	
	貸倒引当金	△	△	その他資本剰余金	
				利 益 剰 余 金	
				利 益 準 備 金	
				その他利益剰余金	
				× × × 積 立 金	
				自 己 株 式	△ △
				自己株式申込証拠金	
				評 価 ・ 換 算 差 額 等	
				その他有価証券評価差額金	
				繰 越 ヘ ッ ジ 損 益	
				土 地 再 評 価 差 額 金	
				新 株 予 約 権	
	繰 延 資 産			純 資 産 合 計	
	資 産 合 計			負 債 ・ 純 資 産 合 計	

2. 損益計算書

自 年 月 日

至 年 月 日

科 目	金 額	
	当 期	前 期
	千円	千円
営 業 収 益		
信 託 報 酬		
そ の 他		
営 業 収 益 計		
営 業 費 用		
人 件 費		
不 動 産 関 係 費		
租 税 公 課		
通 信 交 通 費		
調 査 研 究 費		
公 告 宣 伝 費		
退 職 給 付 費 用		
そ の 他		
営 業 費 用 計		
営 業 損 益		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息		
有 価 証 券 売 却 益		
そ の 他		
営 業 外 収 益 計		
営 業 外 費 用		
経 常 損 益		
特 別 損 益		

改正後	現行		
	税 引 前 当 期 純 利 益		
	(又は税引前当期純損失)		
	法 人 税 等		
	法 人 税 等 調 整 額		
	当 期 純 利 益		
	(又は当期純損失)		
	当 期 未 処 分 利 益		
	(又は当期末処理損失)		
(記載上の注意)	(記載上の注意)		
1 業務の状況	1 業務の状況		
(1) 当期の業務概要	(1) 当期の業務概要		
当期における <u>営業又は事業活動</u> に関する概況、 <u>営業又は事業成績</u> の概況その他 <u>営業又は事業成績</u> に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。	当期における <u>営業活動</u> に関する概況、 <u>営業成績</u> の概況その他 <u>営業成績</u> に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。		
(2) (略)	(2) (略)		
(3) 株主総会決議事項の要旨	(3) 株主総会決議事項の要旨		
当期に係る定時及び臨時株主総会(株式会社以外の法人にあっては、これらに準ずる機関)の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。	当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。		
(4)～(6) (略)	(4)～(6) (略)		
2 経理の状況	2 経理の状況		
会社法上の会社にあつては、 <u>貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び附属明細書</u> (会社法上の会社以外の法人にあっては、これらに準ずるもの)を添付すること。	(1) 一般的事項		
	<u>貸借対照表、損益計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</u>		
	(2) 貸借対照表		
	① <u>貸倒引当金</u>		
	<u>流動資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。</u>		
	② <u>有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産</u>		
	<u>当該資産を示す名称を付した科目をもって記載すること。</u>		
	③ <u>引当金</u>		
	<u>当該引当金又は準備金を示す名称を付した科目をもって記載すること。</u>		
	④ <u>任意積立金</u>		
	<u>当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。</u>		
	⑤ <u>純資産の部</u>		
	<u>株式会社以外にあっては、適宜科目を修正のうえ記載すること。</u>		

信託業法施行規則別紙様式改正案

改正後	現行																
別紙様式第 15 号（第 51 条の 2 第 1 項関係） （日本工業規格 A 4） （第 1 面） 年 月 日 財務（支）局長 殿 申請者（郵便番号 ） 所 在 地 電話番号（ ） 商 号 代表者の氏名 印 登録申請書 信託業法第 50 条の 2 第 1 項の規定に基づき登録を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。 （記載上の注意） 1 印影は、印鑑屈をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名に よることができる。 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること（署名の場合を除く。）。 （第 2 面） <table><tr><td>※ 登録番号</td><td>財務（支）局長 第 号 （ 年 月 日）</td></tr><tr><td> （ふりがな） 1. 商 号 </td><td></td></tr><tr><td>2. 資本金の額</td><td>別添 1 のとおり</td></tr><tr><td>3. 取締役及び監査役 （委員会設置会社 にあつては、取締 役及び執行役、持 分会社にあつて は、業務を執行す る社員）の氏名</td><td>別添 2 のとおり</td></tr><tr><td>4. 会計参与設置会社 にあつては、会計 参与の氏名又は名 称</td><td>別添 2－2 のとおり</td></tr><tr><td>5. 自己信託に係る事 務に関する業務の 種類</td><td>別添 3 のとおり</td></tr><tr><td>6. 上記 5. の業務以外 の業務を営むとき は、その業務の種 類</td><td>別添 3－2 のとおり</td></tr><tr><td>7. 自己信託に係る事 務を行う営業所の 名称及び所在地</td><td>別添 4 のとおり</td></tr></table>	※ 登録番号	財務（支）局長 第 号 （ 年 月 日）	（ふりがな） 1. 商 号		2. 資本金の額	別添 1 のとおり	3. 取締役及び監査役 （委員会設置会社 にあつては、取締 役及び執行役、持 分会社にあつて は、業務を執行す る社員）の氏名	別添 2 のとおり	4. 会計参与設置会社 にあつては、会計 参与の氏名又は名 称	別添 2－2 のとおり	5. 自己信託に係る事 務に関する業務の 種類	別添 3 のとおり	6. 上記 5. の業務以外 の業務を営むとき は、その業務の種 類	別添 3－2 のとおり	7. 自己信託に係る事 務を行う営業所の 名称及び所在地	別添 4 のとおり	（新設）
※ 登録番号	財務（支）局長 第 号 （ 年 月 日）																
（ふりがな） 1. 商 号																	
2. 資本金の額	別添 1 のとおり																
3. 取締役及び監査役 （委員会設置会社 にあつては、取締 役及び執行役、持 分会社にあつて は、業務を執行す る社員）の氏名	別添 2 のとおり																
4. 会計参与設置会社 にあつては、会計 参与の氏名又は名 称	別添 2－2 のとおり																
5. 自己信託に係る事 務に関する業務の 種類	別添 3 のとおり																
6. 上記 5. の業務以外 の業務を営むとき は、その業務の種 類	別添 3－2 のとおり																
7. 自己信託に係る事 務を行う営業所の 名称及び所在地	別添 4 のとおり																

改正後	現行														
(記載上の注意) 1 「※登録番号」欄には、記載しないこと。 2 「自己信託」とは、信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託をいう（以下同じ。）。 (注意事項) 商号を変更した場合には、第51条の9において読み替えて適用する第23条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。 (別添1：資本金の額) (第3面) 商号 <table><thead><tr><th>資本金の額</th><th>年 月 日</th></tr></thead><tbody><tr><td>千円</td><td>年 月 日現在</td></tr></tbody></table> (注意事項) 資本金の額を変更した場合には、第51条の9において読み替えて適用する第23条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。 (別添2：取締役及び監査役（取締役及び執行役又は業務を執行する社員）の氏名) (第4面) 商号 (年 月 日現在) <table><thead><tr><th>(ふりがな) 氏 名</th><th>役 職 名</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注意事項) 取締役又は監査役（取締役又は執行役又は業務を執行する社員）に変更があった場合には、第51条の9において読み替えて適用する第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役（全取締役及び全執行役又は業務を執行する社員）の氏名及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。 (別添2－2：会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称) (第4－2面) 商号 (年 月 日現在) <table><thead><tr><th>(ふりがな) 氏名又は名称</th><th>役 職 名</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注意事項) 会計参与に変更があった場合には、第51条の9において読み替えて適用する第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全会計参与の氏名又は名称及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。 (別添3：自己信託に係る事務に関する業務の種類) (第5面) 商号 (年 月 日現在) <table><thead><tr><th>信託に係る事務に関する業務の種類</th></tr></thead><tbody><tr><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) 業務の種類は、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、	資本金の額	年 月 日	千円	年 月 日現在	(ふりがな) 氏 名	役 職 名			(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名			信託に係る事務に関する業務の種類		
資本金の額	年 月 日														
千円	年 月 日現在														
(ふりがな) 氏 名	役 職 名														
(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名														
信託に係る事務に関する業務の種類															

改正後	現行						
産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表（第 5－2 面において「日本標準産業分類」という。）に掲げる細分類により記載すること。 (別添 3－2：自己信託に係る事務に関する業務以外に営む業務の種類) (第 5－2 面) 商号 (年 月 日現在) <table><tr><td>他 に 営 む 業 務 の 種 類</td></tr><tr><td></td></tr></table> (記載上の注意) 自己信託に係る事務に関する業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第 4 条第 3 項第 6 号に規定する信託受益権売買等業務を営む場合は、その旨も記載すること。 (注意事項) 他に営む業務の種類に変更があった場合には、第 51 条の 9 において読み替えて適用する第 23 条による届出書に、本様式により作成した変更後の他に営むすべての業務の種類を記載した書面（2 部）を添付すること。 (別添 4：自己信託に係る事務を行う営業所の名称及び所在地) (第 6 面) 商号 (年 月 日現在) <table><tr><td>名 称</td><td>所 在 地</td></tr><tr><td></td><td>電話番号 () —</td></tr></table> (記載上の注意) 所在地欄には電話番号も併せて記載すること。 (注意事項) 本店その他の営業所に変更があった場合には、第 51 条の 9 において読み替えて適用する第 23 条による届出書に、本様式により作成した変更後の全営業所の名称及び所在地を記載した書面（2 部）を添付すること。 登録免許税領収書又は収入印紙貼付欄 (第 7 面)	他 に 営 む 業 務 の 種 類		名 称	所 在 地		電話番号 () —	
他 に 営 む 業 務 の 種 類							
名 称	所 在 地						
	電話番号 () —						

信託業法施行規則別紙様式改正案

改正後	現行																												
別紙様式第 16 号（第 53 条第 1 項関係） (日本工業規格 A 4) (略) (第 2 面) <table><tr><td>※ 登録番号</td><td>財務（支）局長 第 号 （ 年 月 日）</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>2. <u>資本又は出資の額</u></td><td>別添 1 のとおり</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (記載上の注意) (略) (注意事項) (略) (別添 1：<u>資本又は出資の額</u>) (第 3 面) 商号又は名称 <table><tr><td><u>資本又は出資の額</u></td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>千円</td><td>年 月 日現在</td></tr></table> (注意事項) <u>資本又は出資の額</u>を変更した場合には、第 23 条による届出書に、本様式により作成した書面（2 部）を添付すること。 (略) (別添 3：他に営む業務の種類) (第 5 面) 商号又は名称 (年 月 日現在) <table><tr><td>他 に 営 む 業 務 の 種 類</td></tr><tr><td></td></tr></table> (記載上の注意) 信託業務（特定大学技術移転事業に該当するものに限る）以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第 21 条第 1 項に規定する信託契約代理業、<u>信託受益権売買等業務又は財産の管理業務</u>を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細分も含む。）も記載すること。 (注意事項) (略) (以下略)	※ 登録番号	財務（支）局長 第 号 （ 年 月 日）	(略)		2. <u>資本又は出資の額</u>	別添 1 のとおり	(略)	(略)	<u>資本又は出資の額</u>	年 月 日	千円	年 月 日現在	他 に 営 む 業 務 の 種 類		別紙様式第 15 号（第 53 条第 1 項関係） (日本工業規格 A 4) (略) (第 2 面) <table><tr><td>※ 登録番号</td><td>財務（支）局長 第 号 （ 年 月 日）</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>2. <u>資本金又は出資の額</u></td><td>別添 1 のとおり</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (記載上の注意) (略) (注意事項) (略) (別添 1：<u>資本金又は出資の額</u>) (第 3 面) 商号又は名称 <table><tr><td><u>資本金又は出資の金額</u></td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>千円</td><td>年 月 日現在</td></tr></table> (注意事項) <u>資本金又は出資の金額</u>を変更した場合には、第 23 条による届出書に、本様式により作成した書面（2 部）を添付すること。 (略) (別添 3：他に営む業務の種類) (第 5 面) 商号又は名称 (年 月 日現在) <table><tr><td>他 に 営 む 業 務 の 種 類</td></tr><tr><td></td></tr></table> (記載上の注意) 信託業務（特定大学技術移転事業に該当するものに限る）以外の業務を営むときは、その業務の種類を日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第 21 条第 1 項に規定する信託契約代理業、<u>信託受益権販売業、財産の管理業務</u>を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細分も含む。）も記載すること。 (注意事項) (略) (以下略)	※ 登録番号	財務（支）局長 第 号 （ 年 月 日）	(略)		2. <u>資本金又は出資の額</u>	別添 1 のとおり	(略)	(略)	<u>資本金又は出資の金額</u>	年 月 日	千円	年 月 日現在	他 に 営 む 業 務 の 種 類	
※ 登録番号	財務（支）局長 第 号 （ 年 月 日）																												
(略)																													
2. <u>資本又は出資の額</u>	別添 1 のとおり																												
(略)	(略)																												
<u>資本又は出資の額</u>	年 月 日																												
千円	年 月 日現在																												
他 に 営 む 業 務 の 種 類																													
※ 登録番号	財務（支）局長 第 号 （ 年 月 日）																												
(略)																													
2. <u>資本金又は出資の額</u>	別添 1 のとおり																												
(略)	(略)																												
<u>資本金又は出資の金額</u>	年 月 日																												
千円	年 月 日現在																												
他 に 営 む 業 務 の 種 類																													

信託業法施行規則別紙様式改正案		現行	
改正後			
別紙様式第 17 号（第 54 条第 1 項関係）		別紙様式第 16 号（第 54 条第 1 項関係）	
（日本工業規格 A 4）		（日本工業規格 A 4）	
（略）		（略）	
（別添 1：資本金の額）		（別添 1：資本金の額）	
商号		商号	
資 本 金 の 額		資 本 金 の 額	
年 月 日		年 月 日	
千円		千円	
年 月 日現在		年 月 日現在	
（注意事項）		（注意事項）	
（略）		（略）	
（略）		（略）	
（別添 3：他に営む業務の種類）		（別添 3：他に営む業務の種類）	
商号		商号	
（ 年 月 日現在）		（ 年 月 日現在）	
他 に 営 む 業 務 の 種 類		他 に 営 む 業 務 の 種 類	
（記載上の注意）		（記載上の注意）	
信託業務以外の業務をいずれかの支店において営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第 63 条第 2 項において準用する法第 21 条第 1 項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細分も含む。）も記載すること。		信託業務以外の業務をいずれかの支店において営むときは、その業務の種類を日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第 63 条第 2 項において準用する法第 21 条第 1 項に規定する信託契約代理業、信託受益権販売業、財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細分も含む。）も記載すること。	
（注意事項）		（注意事項）	
（略）		（略）	
（以下略）		（以下略）	

信託業法施行規則別紙様式改正案		現行	
改正後			
別紙様式第 18 号（第 57 条第 1 項関係）		別紙様式第 17 号（第 57 条第 1 項関係）	
（日本工業規格 A 4）		（日本工業規格 A 4）	
（略）		（略）	
（別添 1：資本金の額）		（別添 1：資本金の額）	
商号		商号	
資 本 金 の 額		資 本 金 の 額	
年 月 日		年 月 日	
千円		千円	
年 月 日現在		年 月 日現在	
（注意事項）		（注意事項）	
（略）		（略）	
（略）		（略）	
（別添 3：他に営む業務の種類）		（別添 3：他に営む業務の種類）	
商号		商号	
（ 年 月 日現在）		（ 年 月 日現在）	
他 に 営 む 業 務 の 種 類		他 に 営 む 業 務 の 種 類	
（記載上の注意）		（記載上の注意）	
信託業務以外の業務をいずれかの支店において営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第 63 条第 2 項において準用する法第 21 条第 1 項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細分も含む。）も記載すること。		信託業務以外の業務をいずれかの支店において営むときは、その業務の種類を日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第 63 条第 2 項において準用する法第 21 条第 1 項に規定する信託契約代理業、信託受益権販売業、財産の管理業務を営む場合は、その旨（財産の管理業務については、その細分も含む。）も記載すること。	
（注意事項）		（注意事項）	
（略）		（略）	
（以下略）		（以下略）	

信託業法施行規則別紙様式改正案					
改正後	現行				
別紙様式第 19 号（第 69 条関係） （日本工業規格 A 4） （略） （第 6 面） （別添 3：他に営む業務の種類） 商号、名称又は氏名 （ 年 月 日現在） <table><tr><td>他 に 営 む 業 務 の 種 類</td></tr><tr><td></td></tr></table> （記載上の注意） 業務の種類は、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表（第 7 面及び第 8 面において「日本標準産業分類」という。）に掲げる細分類により記載すること。 （注意事項） （略） （以下略）	他 に 営 む 業 務 の 種 類		別紙様式第 18 号（第 69 条関係） （日本工業規格 A 4） （略） （第 6 面） （別添 3：他に営む業務の種類） 商号、名称又は氏名 （ 年 月 日現在） <table><tr><td>他 に 営 む 業 務 の 種 類</td></tr><tr><td></td></tr></table> （記載上の注意） 業務の種類は、日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。 （注意事項） （略） （以下略）	他 に 営 む 業 務 の 種 類	
他 に 営 む 業 務 の 種 類					
他 に 営 む 業 務 の 種 類					

信託業法施行規則改正案

改正後	現行
別紙様式第 20 号（第 75 条関係） （略）	別紙様式第 19 号（第 75 条関係） （略）
別紙様式第 21 号（第 79 条関係） （略）	別紙様式第 20 号（第 79 条関係） （略）
別紙様式第 22 号（第 79 条関係） （略）	別紙様式第 21 号（第 79 条関係） （略）